

福祉のまちづくり条例における今後のトイレのあり方と利用者のマナー向上について

今村 久美子

兵庫県 まちづくり部 建築指導課 (〒650-8567兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

2006年(平成18年)にバリアフリー法が制定され、現在、兵庫県を含む20の地方自治体が法委任条例を制定している。委任条例により、バリアフリー整備は一定進んできているが、日常生活上必要不可欠なトイレについては新たな課題も顕在化してきており、本稿では今後のトイレのあり方を提案するとともに、ハード整備を補完するソフト事業について提案する。

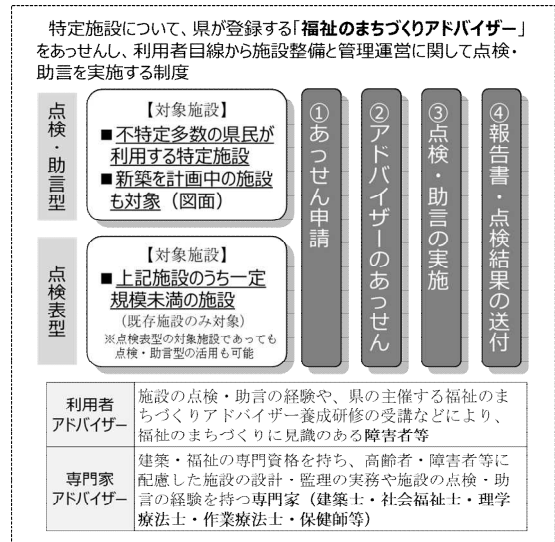
キーワード 福祉のまちづくり, バリアフリー, ユニバーサル, 条例

1. はじめに

兵庫県では、1992年(平成4年)に全国に先駆け福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)を制定し、高齢者、障害者を含むすべての人々がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進してきた。平成22年にはバリアフリー法委任条例化により、特定施設整備基準の実効性の向上を図っているところである。

本稿では、条例における整備基準のうち、日常生活上必要不可欠なトイレについての現状と課題を整理した上で、時代のニーズに応じたトイレのあり方について提案する。また、条例の整備基準のみでは、実際の利用者目線に立った場合に配慮が足りない内容もあり、ハード整備を補完するための利用者のマナー向上に向けた取組についてあわせて提案する。

多数の者が利用する物販店や官公署等に対しては、機能分散や男女共用トイレの設置等といったトイレそのもののあり方に関する助言が増えてきている。近年では、異性介助者のほか、LGBT等性的少数者に配慮した男女共用トイレの複数設置も望まれているところである。



2. トイレをとりまく現状

(1) トイレの現状

兵庫県では法委任条例化により、車椅子利用者利用便房やオストメイトの使いやすいトイレ、乳幼児用設備を備えたトイレ等については一定整備されてきた。しかし、その一方で、さまざまな機能を一箇所に集約した多機能トイレへの利用集中といった新たな課題が顕在化してきている。

兵庫県で実施するチェック&アドバイス制度(図-1)においても、整備基準のうち助言項目の一番多い箇所はトイレである(図-2)。助言内容としては、空間の広さや機能の充実といった設備に関する助言に加え、不特定

図-1 チェック&アドバイス制度の概要

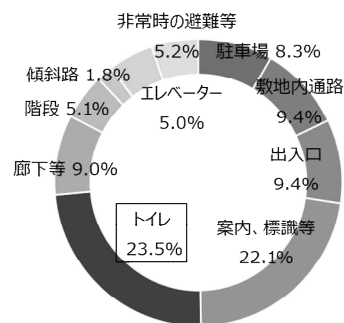


図-2 チェック&アドバイスにおける助言項目の割合

(2) 身体障害者等と性的少数者の現状

現在日本において、身体、知的、精神障害者は全人口の約8%いるとされており、少なくとも13人に1人という割合になる(図-3)。一方、LGBT等性的少数者の割合も全人口の約8%程度という結果が出ており、血液型がA B型の方や左利きの方の割合に近く、身体、知的、精神障害者と同程度の割合であることから、身体障害者等に対する整備のみならず、性的少数者に対する整備も必要であると言える。

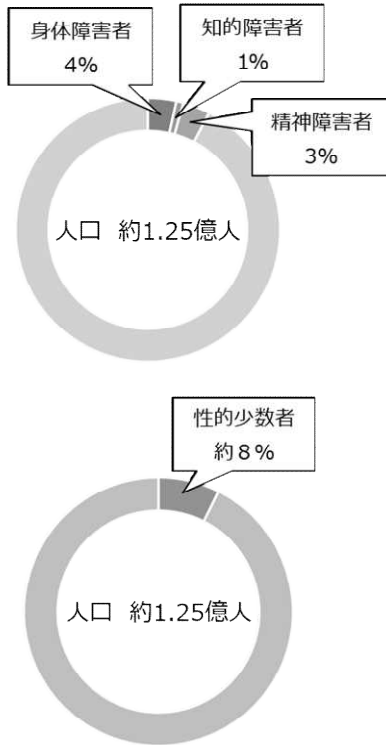


図-3 身体障害者等と性的少数者の割合

3. 条例におけるトイレの整備基準の現状と課題

条例では、高齢者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。)に、車椅子利用者利用便房(延べ面積1,000㎡以上等)、オストメイトが円滑に利用できる便房(延べ面積2,000㎡以上等)及び乳幼児用設備(ベビーチェア及びおむつ交換台)を備えた便房(延べ面積1,000㎡以上等)を設けることとしている(表-1)。

現行の整備基準では、多機能トイレが男女別に設置される場合がある。異性介助者や性的少数者の中には、男女別の一般トイレを使用する際、他者からの視線が気になるため、人の目を気にせず安心して利用できる男女共用トイレが欲しいと考えている方も多い。

また、オストメイト設備や乳幼児用設備等を1以上のトイレに整備すればよく、すべての機能を多機能トイレ1箇所に整備すれば基準を満たしていることとなる。1つの多機能トイレに様々な機能を集約することで、利用者が集中し、真にそのスペースが必要な車椅子使用者等が利用できないといった問題が生じている。(図-4)。

表-1 条例における現行の整備基準(抜粋)

トイレの種類	設置数	適用規模
車椅子利用者利用便房	1以上 (男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上)	延べ面積1,000㎡以上等
オストメイトが円滑に利用できる便房		延べ面積2,000㎡以上等
乳幼児用設備を備えた便房(ベビーチェア及びおむつ交換台)		延べ面積1,000㎡以上等

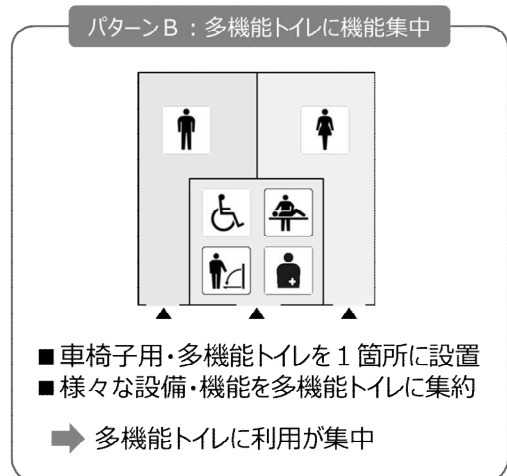
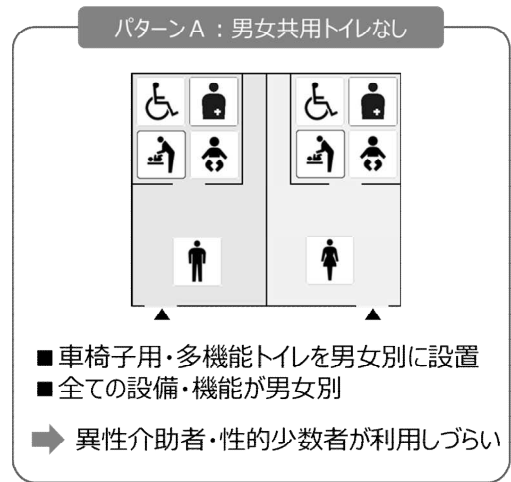


図-4 現行の整備基準に基づきトイレ整備した場合の課題

4. 今後のトイレのあり方（提案1）

(1) 男女共用トイレの設置

車椅子利用者利用便房とは別に、性別に関わりなく利用できる男女共用の個室トイレの設置を義務化することを提案する（図-5）。一般トイレよりも少し広いスペースとすることで、利用者を特定せず、異性による介助・同伴が必要な方（知的障害者や発達障害者、乳幼児を連れた親子、高齢者等）や性的少数者の方が気兼ねなく利用できるトイレの選択肢を増やす。

利用者を特定しないため、トイレ内には、おむつ交換台やベビーチェア、フィッティングボード等のほか、性的少数者に配慮し、排泄音を消す擬音装置や、汗拭きシートや生理用品等が捨てられるゴミ箱の設置も促す。

適用規模としては、小規模な店舗等に設置義務を課すことは過度な負担となるため、一定規模以上の物販店や官公署等の不特定多数の者が利用する施設を想定する。

(2) 機能の分散

また、多機能トイレの混雑を緩和するため、一般トイレ又は男女共用トイレに機能を分散させる（図-5）。車椅子利用者利用便房は実際に広いスペースが必要な車椅子利用者等の利用を優先し、スペースが広い便房にしか設置できないような介護ベッドは当トイレに設置する。

一方で、おむつ交換台やフィッティングボード、ベビーチェアのような設備は、一般トイレや男女共用トイレに設置する。さらに、必要な設備がそれぞれどのトイレにあるかを分かりやすいピクトグラムで表示し、利用者分散を図る。なお、現行の整備基準では、視覚障害者のトイレへの誘導について規定していないため、多機能トイレに誘導している場合がある。視覚障害者はトイレが広すぎるとどこに何があるのか分からず、逆に使用しづらいという反面もあるため、一般トイレ又は男女共用トイレへ積極的に誘導する。

5. ハード整備を補完する利用者のマナー向上に向けた取組（提案2）

ハード整備が進み、トイレの機能が充実する一方で、当事者ではない一般県民の意識は高くなく、実際に配慮が必要な場面に直面しないと気付かないことも多い。例えば、車椅子使用者が多機能トイレを使用する際、おむつ交換台や介護ベッドが開いたまま放置されていると、トイレ内に入っていくことすらできないことも多いと聞く。車椅子使用者が座位で重たい設備を動かすことが困難であることが認識できていない健常者は多く、社会全体における相互理解の醸成が必要である。

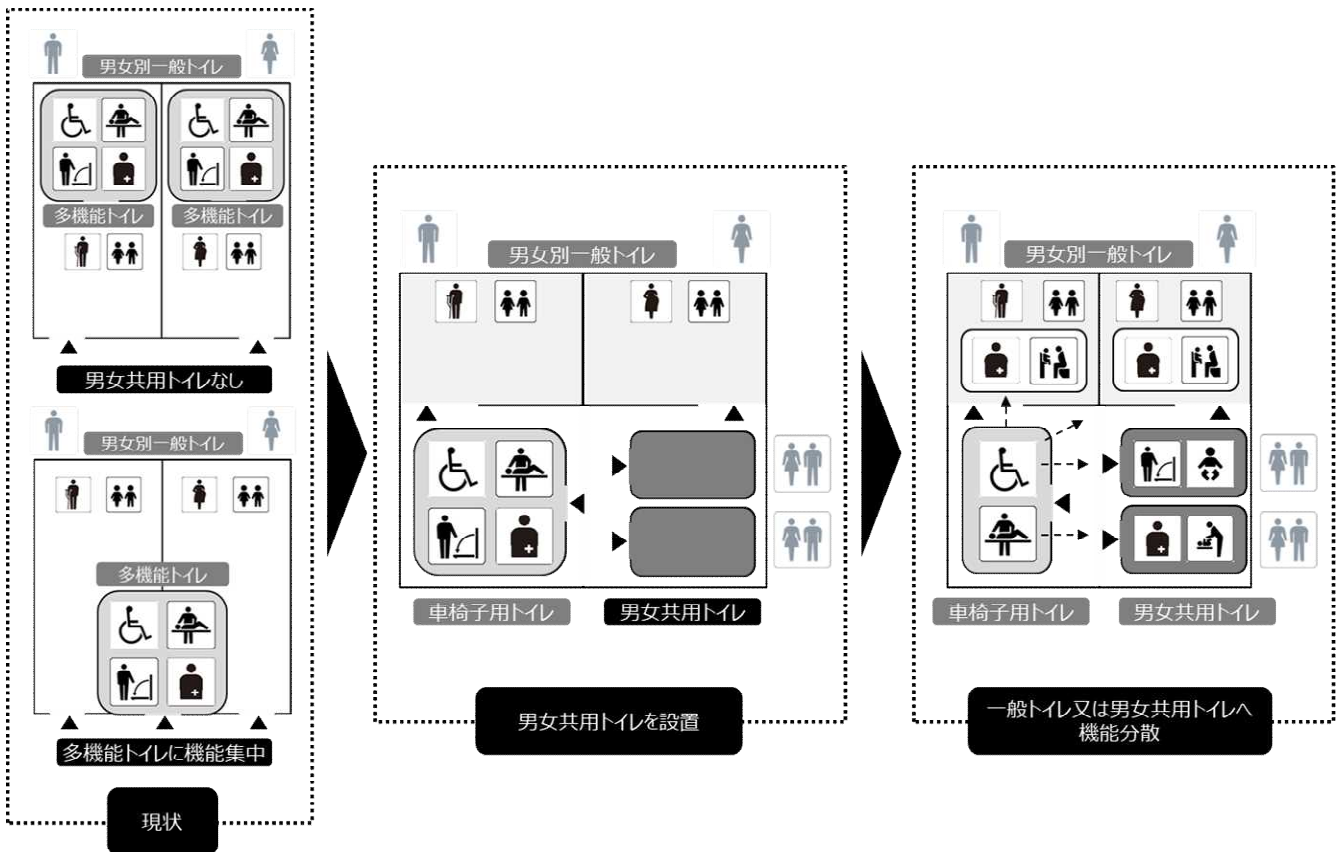


図-5 男女共用トイレ及び機能分散のイメージ

(1) バリアフリーに関する県民の意識

2022年度に福祉のまちづくり施策としては初めて行った県民モニター調査（回答数1,716人）では、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」という言葉について、知っている（“言葉も考え方も知っている”+“言葉は知っているが、考え方は知らない”）と答えた人は約98%とほぼ全員に等しい結果であった（図-6）。

一方、「心のバリアフリー」という言葉については、「言葉も考え方も知っている」人は約5割、「言葉は知っているが、考え方は知らない」人が約3割程度に留まり、「全く知らない」人が約2割となるなど、認知度がそれほど高くないことが分かった。中でも、30・40代の働く世代のうち約3割の人が全く知らないと答えるなど、意識啓発が必要であると再認識した。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解するとともに、理解を深めようとコミュニケーションを取り支えあうことであり、施設利用者の一人ひとりの心がけや意識など、条例における整備基準を補うソフト対応も福祉のまちづくりにおいて非常に重要な要素である。

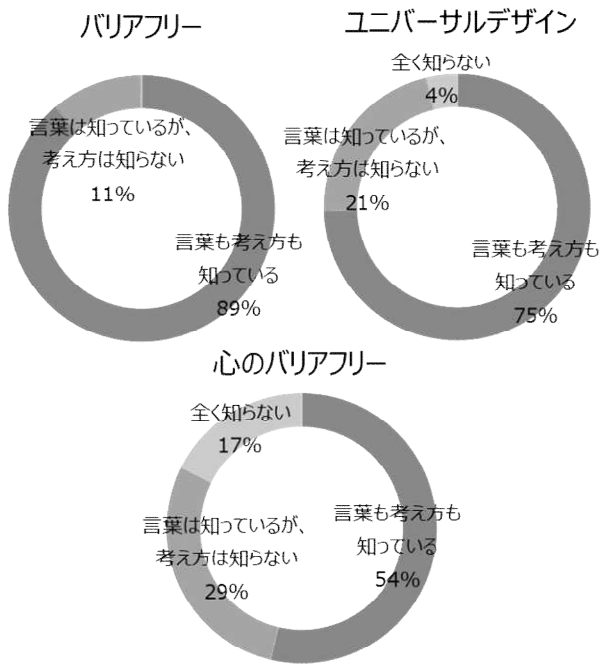


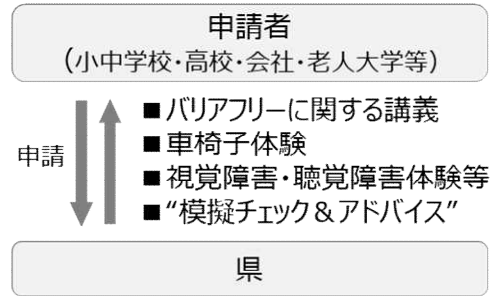
図-6 県民モニター調査結果

(2) バリアフリーに関する出前講座（提案2）

トイレに限らず、利用者一人ひとりの意識やマナーによって変わるところは非常に大きい。そこで、「バリアフリーに関する出前講座」について提案する（図-7）。兵庫県内の小中学校や高等学校などの若い世代のみならず、高齢者や一般の会社員等の幅広いすべての世代を対象に、学校教育や生涯学習の場を通じて“バリアフリー”について知ってもらう機会を設ける。

例えば、①バリアフリー整備基準がなぜそのような定められているのかをQ&A方式の分かりやすいガイドブックにまとめ、教材として講義する。あわせて、②車椅子体験や視覚障害・聴覚障害体験を実施する。その上で、③参加者が障害当事者の立場に立って当該施設のバリアフリー状況について点検・助言を行う“模擬チェック&アドバイス”を実施する。

予算的にもガイドブックの作成費用と職員の出張旅費のみで事業が実施できるため始めやすい取組である。



<バリアフリーガイドブックの作成（Q&A方式）>

- ・なぜ廊下の幅は○cm以上なのか？
- ・点字ブロックの突起や色はどういう役割がある？
- ・スロープの勾配○分の1（○%）ってどれくらい？



図-7 バリアフリーに関する出前講座スキーム

6. まとめ

トイレは日常生活において必要不可欠なものであるが着目されにくく、トイレのあり方に関しては利用者それぞれ固有の事情に応じたニーズがあるため、こうでなければならないという定義づけは難しい。だからこそ、設計者の考え方や利用者のマナーによるところが大きく、すべての人が気持ちよく利用できるための基準が必要である。また、福祉のまちづくりをより一層進めていくためには、時代のニーズに応じたハード整備とあわせて、ハード整備を補完する心のバリアフリーも大切である。福祉のまちづくり条例をベースとしてまちが整備され、利用者がそれぞれ他人を思いやる気持ちを持つことで、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、安全安心でよりいきいきと生活できるまちとなることを期待する。

巻末

本論文は、従前の配属先（兵庫県まちづくり部都市政策課）における所掌内容を課題として報告したものである。